

胎内市の賃借料情報

令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a当り）は、以下のとおりとなっております。

令和4年1月1日

賃借料単価	地目	地 区	圃場整備	平均額	最高額	最低額	データ数
円/10a	田	1 中 条	未整備	14,800	20,000	4,000	159
		2 柴 橋	整備済	22,500	26,000	18,000	117
			未整備	17,000	17,500	10,000	93
		3 本 条	整備済	20,500	25,000	15,000	8
		4 乙	整備済	17,300	24,000	13,000	105
			未整備	15,000	20,000	10,000	51
		5 築 地	整備済	23,200	28,000	20,000	13
		6 黒 川	整備済	21,600	25,000	17,000	20
			未整備	15,600	20,000	10,000	15
		7 鼓 岡	整備済	13,500	15,000	10,700	23
未整備	9,000		15,000	7,000	39		
8 大 長 谷	未整備	9,600	12,000	5,000	177		
畑	田	5 築 地	未整備	11,300	15,000	10,000	42
kg/10a (現物)	田	1 中 条	未整備	64	90	50	20
		5 築 地	整備済	106	120	60	11
		6 黒 川	整備済	80	90	60	25
			未整備	69	90	50	53
		7 鼓 岡	未整備	32	60	30	30
		8 大 長 谷	未整備	75	90	45	12

データ数の項目は、集計に用いた件数です。なお、対象数が5件未満だった場合は、データ不足として提示していません。また、金額は、四捨五入して100円単位としています。

平成21年の農地法改正に伴い、標準小作料制度は廃止されました。代わりに農地法第52条により、農業委員会が農地の賃借料情報の提供を行うことになりました。

農業委員会が提供する賃借料情報は、過去において実際に契約された賃借料より算出したもので、今後の賃借料を定めたものではありません。農地の賃貸借契約を締結する場合の参考資料としてご活用ください。

賃借料情報には土地改良費等が含まれている場合がありますので、農地の貸し借りをされる際には、賃借料情報を目安としつつ、水稻の収穫量や圃場条件、土地改良費の償還金、工事費借入償還金の負担等を勘案し、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決めていただくようお願いいたします。